

ニュースから考える

11月19日、世界中に衝撃が走りました。



あの、カルロス・ゴーン氏が自らの役員報酬を有価証券報告書に過少に記載させた疑いがあるとして日産の代表取締役グレッグ・ケリー

氏とともに東京地検特捜部に逮捕されました。

詳しくはワイドショーやニュース・新聞に任せずとして「あ！間違っただけ」では済まされない問題です。有価証券報告書は投資家にとって重要な情報なので虚偽記載が立証されると刑事罰が待っています。

今の時代、どんぶり勘定では小さな会社であっても生き残れません。ましてや株主含め世間の目が厳

しいはずの大企業が毎年、数十億円も故意に公表値を操作したのであれば言葉に詰まります・・。

連日の報道によると自身のベルサイユ宮殿での結婚式費用を負担させ、自分や親族が住むための数十億円の別荘を世界各地に保有させるなどが事実であったとするならば公私混同のスケールも桁違いです。お得意のコストカットが「まさか」自分に向けられるとはさすがのゴーン氏も考えていなかったのでしょうか。

会社の数値操作や私的な支払いが認められるなら「俺もちょっとぐらい・・」と考えてしまう経営者が沢山現れそうですが、当たり前ですが公私混同を税務署は認めてくれません。

1分でわかる業務カイゼン

「非常識でも合法」

今月は「ゴーン」氏のニュースを参考に「税務当局」の考え方を学びましょう。

税法(法律)には「 は経費となる」など細かく規定されていません。たとえば「事業の用に直接供するもの」などのように抽象的な表現がなされています。

そこで経営者サイドでは不可思議だろうが、非常識だろうが「これならどうだ～」と様々な工夫を凝らした「へんてこりんな合法行為」で税務当局に挑戦します。このような勝手な解釈に基づく「税」の知恵比べを挑んで来る人がいるので本当に困ったものです。

しかし、税務当局には毎日膨大な脱税情報が集まって来ますので当然、納税者の「公私混同」や「へ理屈」のパターンに気づきます。

一方、納税者の無茶苦茶な行動を取り締まるために法律を改正しようと思ったとしても、法律改正は国会で審議されなければならないのでかなりハードルが高いものです。そこで、税務当局は法律が定めら

れていない場合、個別の事案について「統一的な解釈」を公表します。これが「通達」というもので誰にでもわかる形で「認められない」基準などを納税者に示しています。

「ゴーン氏の公私混同」

法人が役員に対して支給する給与の額のうち次に掲げる定期同額給与(毎月一定のもの)、事前確定届出給与(税務署に届出済のもの)又は業績連動給与(ルールの存在するもの)のいずれにも該当しないものの額は損金の額に算入されません。

これは税法(法律)に定められているものですが、役員報酬は税務署が定める一定のルールに基づかなければ損金(経費)として認めないとなっています。当然、株主総会や有価証券報告書などで公で定めた金額を超える金額を払ったとしても認められません。後で貰うという念書を用意させたようなのでゴーン氏は会社の経費になるかならないかはどうでも良かったのかも知れません・・。

また、これから説明するものは「会社の経費ではな



く役員報酬とする」とされているものです。当然、すでに紹介したように役員報酬とされても損金(経費)にはなりません。

役員等のために個人的費用を負担した場合におけるその費用の額に相当する金額

当たり前ですが、ベルサイユ宮殿で行われた経営者自身の結婚式費用は認められません。通達以前の問題です。そういえば、ちょっと前に「月に恋人を連れていくと」のある社長のニュースが流れていましたがもちろん会社の経費にはなりません。どうせなら国内で儲けたお金は国内で消費してくれると良いのに、と思ってしまいます。



役員等に対してその居住の用に供する土地又は家屋を無償又は低い価額で提供した場合における通常取得すべき賃貸料の額と実際徴収した賃貸料の額との差額に相当する金額

本人のみならず、家族、親族が住んでいる住居から通常の家賃相当を貰っていないとかなりの問題で会社とゴーン氏の双方に課税が生じます。親族のためだけの豪邸を経費にさせていたのが本当なら高額報酬で有名な大経営者にしてはちょっとせこすぎです。

さて、経営者だけではなく誰にでも「ちょっとぐらい大丈夫？」との思いはあると思います。しかし経験上、公私混同が目につく会社には使い込み、横領などのトラブルが発生しています。そうならないためにも、公私混同というリスクは控えましょう！

事務所からのお知らせ

会社の健康診断として経営分析を行っていますので担当者にお尋ね下さい。また、お知り合いの経営者でお悩みの方がおられましたらお気軽にご相談ください。

今月の経営のヒント : 公私混同は慎みましょう



今月のことば

いさめてくれる部下は、
一番槍をする勇士より値打ちがある

(徳川家康)

編集後記:

私ごとですが、税務調査をきっかけにお客様への請求・入金管理、支払いや業績管理を職員に任せる事にしました。調査で公私混同の指摘がなかったのでより透明性を高めようとの思いです。

経営者にとってはどこまで情報を公開するか、会社それぞれの事情があり難しい問題です。ただ従業員からの信頼が高まらないと会社は発展しない事は間違いないでしょう。(寿)

当事務所のお客様の最近の黒字決算割合 (TKCが証明するデータを使用しています)

最近1年間 : 68.4%

(国税局の発表によると法人の黒字割合は33.2% (28年4月~29年3月) です)